

申 請

平成 23 年 6 月 1 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

茨城県知事
橋本 昌

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく
平成 23 年 4 月 17 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。
茨城県北茨城市及び高萩市において産出されたハウレンソウ
- 2 解除を申請する理由
5 月 21 日から 5 月 31 日までに北茨城市及び高萩市で実施した検査結果において、安全が確認された。
なお、解除後も引き続き、モニタリング計画による安全確認検査を実施する。
検査の詳細は、別添資料のとおりである。

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

- 1 出荷制限を解除する範囲
ホウレンソウ : 北茨城市及び高萩市
- 2 現在までの検査結果
別添1参照
- 3 解除後のモニタリング計画 (別添2参照)
県は、ホウレンソウについて、解除後も福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、出荷期間中、これまでと同様の検査を実施する。
- 4 出荷先の把握
県は、出荷団体及びそれ以外の出荷者に対し、出荷先や販売先の記録の保存を求め、出荷先等を捕捉可能とする。
- 5 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応
暫定規制値を超える結果が出た場合、県は即座に当該市からのホウレンソウの出荷自粛を要請する。また、周辺地域の拡がりを確認するための検査を行う。

北茨城市及び高萩市産のホウレンソウの結果実績

分析機関：茨城県環境放射線監視センター

：(財)日本食品分析センター多摩研究所

市町村	品目	放射能濃度 (Bq/kg) 〔上段：放射性ヨウ素 下段：放射性セシウム〕							
		指示前		1回目		2回目		3回目	
		採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値
北茨城市	ホウレンソウ	3/18	<u>24,000</u>	5/21	検出せず	5/26	検出せず	5/31	4
			690		検出せず		検出せず		検出せず
高萩市	ホウレンソウ	3/18	<u>15,020</u>	5/21	検出せず	5/26	検出せず	5/31	検出せず
			524		検出せず		検出せず		検出せず

※アンダーラインは、暫定規制値を超えたもの

※暫定規制値

野菜類(根菜、芋類を除く) 放射性ヨウ素(I-131) 2,000(Bq/kg)

野菜類 放射性セシウム(Cs-134、136、137) 500(Bq/kg)

(別添 2)

北茨城市及び高萩市の検査計画表 (当面の予定)

品目	市町村名	6 / 5 (日)	6 / 1 0 (金)	6 / 1 5 (水)
ハウレンソウ	北茨城市	1	1	} 出荷終了
	高萩市	1	1	

※出荷量が少ない時期にあるが，出荷物がある限り検査する。